

栄区連合町内会令和5年5月定例会

日時 令和5年5月22日（月）13：30～15：00

場所 栄区役所新館4階8・9号会議室

1 地区連合町内会長の御紹介・御挨拶

2 市連会5月定例会結果報告（別紙参照）

市連会提出案件のうち、栄区にかかわる案件については「3 議題」で取り扱います。

3 議題

【行政機関等からの依頼及び連絡・報告】

※1 太枠は市連会提出案件 ※2 資料配布先に○印がないものは地区連合町内会長にのみ配布

(資料) No.	議題・主旨	担当部署	資料配布先	
			自治会 町内会長	地区連合 出緒
1	栄区内の犯罪発生状況について（報告） 説明：4月の犯罪発生状況を報告します。	栄警察署	—	—
2	栄区内の火災・救急状況について（報告） 説明：4月の火災・救急状況を報告します。	栄消防署	○	—
3	令和5年度栄消防団事業計画の提供について（情報提供） 説明：自治会町内会に栄消防団の活動計画を提供し消防団活動の周知と消防団への依頼について情報提供します。	栄消防署	○	—
4	栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼） 説明：栄区緊急時情報伝達システムについての説明と、連合町内会長、自治会・町内会長を含む対象者に登録を依頼します。	総務課	○	—
5	令和5年住宅・土地統計調査の実施及び調査員推薦のお願いについて（協力依頼） 説明：令和5年10月1日基準日の住宅・土地統計調査の実施に伴い、同調査の周知と調査員の推薦について依頼します。	総務課	—	—
6	令和5年度栄区運営方針について（情報提供） 説明：令和5年度栄区運営方針を配布します。	区政推進課	—	○
7	用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について（情報提供） 説明：用途地域等の見直し都市計画市素案について、説明会を開催します。概要をまとめたリーフレットを、6月初旬から見直し予定区域に戸別配布するとともに、各区役所等でも配布するほか、市のホームページでも公開する予定です。	区政推進課	○	—

8	第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）に関するパブリックコメントの実施について（情報提供） 説明：第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）をもとに実施するパブリックコメントについて説明します。 意見募集期間：令和5年5月26日（金）～令和5年6月27日（火）まで	福祉保健課	—	○
9	市内における新型コロナウイルス感染症患者の確認について（情報提供） 説明：市内における新型コロナウイルスの状況について情報提供します。	福祉保健課	—	—

【区連会審議案件】

(資料) No.	議 題	資料配布先	
		自治会・町内会長	地区定例会出席者
10	栄区連合町内会役員の選任について（案）	—	—

【自治会町内会配布物について（資料なし）】

各自治会町内会に次の資料を配送します。地域での掲示・回覧をお願いします。
なお、区域を限定して配送する資料は※にて記載しています。

依頼 事項	No.	配布物名	団体名
回 覧	1	栄区青少年指導員だより 66号	栄区青少年指導員協議会
	2	よこはまくらしナビ 6月号	地域振興課
	3	ふれあいだより ※本郷中央連合・上郷西連合・上郷東連合のみ配布	上郷矢沢コミュニティハウス
	4	ロッキーだより	さかえ区民活動支援協会
	5	ほっこりだより ※上郷西連合・上郷東連合のみ配布	野七里地域ケアプラザ
	6	焼きそば名人育成講座一般参加者向けちらしについて ※豊田連合のみに回覧依頼	区政推進課
	7	杜からの風 118号 ※本郷第三連合、みどりが丘自治会、尾月自治会 亀井町自治会、上郷町内会、東上郷青葉ヶ丘自治会 上郷台共同住宅自治会のみ配布	中野地域ケアプラザ
	8	催事物案内	栄区民文化センターリリス
	9	栄公会堂教室のご案内	栄公会堂
	10	あーすぷらざイベントスケジュール 6月	あーすぷらざ
	11	栄スポーツセンター栄養講座	栄スポーツセンター
	12	栄スポーツセンター夏の定期教室	栄スポーツセンター

掲 示	13	特定健診受診啓発チラシ	保険年金課
	14	子育てを手伝ってくださる方募集します	横浜子育てサポートシステム栄支部
	15	焼きそば名人育成講座一般参加者向けちらしについて ※豊田連合以外に掲示依頼	区政推進課
	16	マイナンバーカード受取が予約制となります！	戸籍課
	17	上映会「旅のおわり世界のはじまり」	あーすぷらざ

4 その他

(1) 各地区定例会の日程について

豊田地区	27日(土)	9時00分	会場：豊田地区センター
笠間地区	27日(土)	10時00分	会場：笠間田立会館
小菅ヶ谷地区	28日(日)	13時00分	会場：小菅ヶ谷公園球技棟
本郷中央地区	27日(土)	13時20分	会場：SAKAESTA 多目的ホール
本郷第三地区	27日(土)	15時00分	会場：本郷小学校コミュニティハウス
上郷西地区	28日(日)	10時00分	会場：野七里ケアプラザ
上郷東地区	28日(日)	10時00分	会場：庄戸中コミュニティハウス

(2) 次回定例会の日程について

日 時 令和5年6月20日(火) 13時30分～15時00分(予定)
場 所 栄区役所 新館4階8・9号会議室

[各地区連合町内会長が出席を予定しているその他会議について]

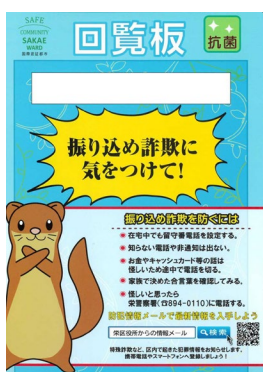
- 15時から16時
栄区防災対策連絡協議会 新館4階8・9号会議室
- 16時から17時
栄区民まつり実行委員会 新館4階8・9号会議室

(3) 6月に本郷台駅前広場で開催されるイベント日程について

- なし

(4) 回覧板の配布について

ご入用があればご用意できますので地域振興課にご相談ください。
(数に限りがあります)



定例会の資料は栄区連合町内会ホームページに掲載します
過去の定例会資料もご覧いただけます

URL : <https://www.sakae-kurenkai.net/about/index.html>

または、**栄区連合町内会**で検索できます



市連会 5 月定例会結果報告

◇議 題

1 用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について（事業説明）【建築局】

(1) 主な説明

- 素案説明会の開催、都市計画素案の縦覧（閲覧）及び公聴会等の実施について概要をまとめたリーフレットを、6月初旬から見直し予定区域に戸別配布する。併せて、18区役所等で配布し市のホームページで公開する。

2 第5期横浜市地域福祉保健計画素案の確定とパブリックコメントの実施について

（情報提供）【健康福祉局】

(1) 主な説明

- 第5期横浜市地域福祉保健計画素案の市民意見募集について、情報提供を行う。

3 令和5年住宅・土地統計調査の実施及び調査員の推薦について（情報提供）【政策局】

(1) 主な説明

- 令和5年住宅・土地統計調査の概要説明及び一部の区あて調査員推薦依頼

4 特別市の実現に向けた機運醸成の取組について（情報提供）

【政策局】

(1) 主な説明

- 4月に受理した市連会からの意見書を踏まえ、今後の広報等の活動について情報提供
- 具体的なスケジュールは今後周知する。

5 役員の改選について

【市連会事務局】

(1) 主な説明

- 令和5年度横浜市町内会連合会役員改選を行う。
規約に従い推薦委員会（委員5人）を別室にて開催し役員を推薦し市連会で決定する。

6 委員の推薦について

【市連会事務局】

(1) 主な説明

- 令和5年度就任委員の変更について
- 任期満了に伴う再推薦依頼

7 その他

(1) 「季節に合わせた軽装での執務」の取組について

5月1日から10月31日まで、軽装での執務・冷房28度設定など、省エネ行動を行います。

(2) 6月定例会について

日時：令和5年6月12日（月）午後1時30分～（予定）

会場：市庁舎18階共用会議室みなと6・7

栄区連会配布資料(5月)

資料No. 1
栄警察署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和5年			令和4年 4月末累計	対前年比(件)
	4月件数	先月末累計	4月末累計		
全認知件数	27	80	107	136	-29
凶悪犯	0	0	0	1	-1
粗暴犯	0	4	4	5	-1
窃盗犯	15	51	66	98	-32
侵入盗犯	0	9	9	13	-4
空き巣	0	4	4	0	4
その他	0	5	5	13	-8
乗り物盗	6	15	21	20	1
自転車	6	13	19	17	2
オートバイ	0	1	1	3	-2
自動車	0	1	1	0	1
非侵入窃盗	9	27	36	65	-29
ひったくり	0	0	0	2	-2
部品ねらい	1	4	5	8	-3
車上ねらい	0	0	0	5	-5
自動販売機ねらい	0	1	1	0	1
その他	8	22	30	50	-20
知能犯	6	13	19	14	5
詐欺	6	13	19	14	5
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	1	1	2	2	0
その他の刑法犯	5	11	16	16	0
占有離脱物横領	1	0	1	0	1

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和5年4月末現在(暫定値) 13,439件(前年比 +3,436件、+34.3%)

2 刑法犯検挙状況(4月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	36	26	33.6%
窃盗犯	18	10	27.8%

3 人身交通事故発生状況(4月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	64	+3件	26件	22件
死者	0	±0		
負傷者	86	+2人		

4 特殊詐欺の認知状況

令和5年4月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	687	13億1,442万円
オレオレ詐欺	271	6億5,544万円
預貯金詐欺	56	7,561万円
架空料金請求詐欺	63	1億9,706万円
融資保証金詐欺	2	367万円
還付金詐欺	185	2億4,563万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	110	1億3,700万円

令和5年4月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	21	2,621万円
オレオレ詐欺	7	1030万円
預貯金詐欺	4	500万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	7	855万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	3	235万円

5 警察からのお知らせ

(1) 5月は自転車マナーアップ強化月間です。

令和5年4月から自転車のヘルメット着用が全年齢に対して、努力義務となりました。子供だけでなく、大人もヘルメットを被りましょう。

また、5月11日から20日までの10日間、春から全国交通安全運動が実施されます。警察では、関係団体と連携し、街頭活動や広報啓発活動等を推進します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

多発する交通事故について

☆ 高齢者が関係する交通事故が多発しています。

車の運転に不安を感じている方やそのご家族の方を対象に、安全運転の継続に必要な助言・指導や今後の運転免許の継続等について相談をお伺いします。

【安全運転相談ダイヤル】

月曜日～金曜日(土・日・祝・休日を除く)

午前8時30分から11時まで、午後1時から4時まで

TEL #8080(しゃーぷ はればれ)

☆ 二輪車事故も全体の34%と高い割合です。

被害軽減対策のためプロテクターの着用を検討して下さい。

☆ 県下では、駐車車両に追突する死亡事故が連続発生しました。違法駐車はやめ、やむを得ない場合は、ハザードランプの点灯や、▲表示板を設置し、周囲に存在を知らせましょう。

(2) 自転車やオートバイには必ずカギを掛けてください。

自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ずカギを掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。

特に、ワイヤー錠等を使って「ダブルロック」をすると、更に効果的です。

(3) 栄警察署では今月、街頭活動強化期間を実施しています。

期間中は、制服を着た警察官が昼夜問わず、パトロールや職務質問を行う街頭活動をより一層強化してまいります。

犯罪の未然防止や検挙に向け、警察官が皆様に対して声を掛けさせて頂く場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目								2	1	3
	元大橋 2丁目										0
	中野町										0
	若竹町									1	1
	柏陽								1		1
	鍛冶ヶ谷 1丁目								1	1	2
	鍛冶ヶ谷 2丁目						2			2	4
	鍛冶ヶ谷町		1								1
元大橋・庄戸	上郷町				1				1	7	9
上郷・庄戸	野七里 1丁目									1	1
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目								1		1
	庄戸 5丁目								1		1
	東上郷町										0
	長倉町									2	2
豊田	本郷台 1丁目								1		1
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目								1		1
	本郷台 5丁目										0
	飯島町					1			1	9	11
	長沼町								2	3	5
合計		0	4	0	1	1	19	0	21	61	107

栄区内の火災・救急状況について

資料No. 2

区連会5月定例会資料
令和5年5月22日
栄消防署

令和5年4月30日現在

火災情報

栄 区 内					
火災発生状況					
年 別	令和5年		令和4年	増△減	
	4月	累計			
件 数	3	6	10	△ 4	
火 災 種 別	建 物	1	3	7	△ 4
	林 野	0	0	0	0
	車 両	0	0	1	△ 1
	船 舶	0	0	0	0
	航 空 機	0	0	0	0
	そ の 他	2	3	2	1
損 害	焼損床面積	65	65	65	0
	死 者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	1	2	3	△ 1

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別		令和5年		令和4年	増△減
		4月	累計		
件 数		275	250	250	25
火 災 種 別	建 物	150	169	169	△ 19
	林 野	0	0	0	0
	車 両	31	23	23	8
	船 舶	0	0	0	0
	航 空 機	0	0	0	0
	そ の 他	94	58	58	36
損 害	焼損床面積	2,776	2,394	2,394	382
	死 者	6	8	8	△ 2
	焼死等	6	7	7	△ 1
	放火自殺	0	1	1	△ 1
	負 傷 者	35	46	46	△ 11

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火（疑い含む）	2	2	0
2	こんろ	1	0	1
3	電気機器	1	2	△ 1
4	たばこ	1	1	0
5				

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火（疑い含む）	54	38	16
2	たばこ	50	40	10
3	こんろ	26	26	0
4	配線器具	16	14	2
5	電気機器	15	26	△ 11

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	0	本郷第三地区	1
笠間地区	0	上郷西地区	2
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	2
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計		6	

【4月中の火災】

- 4月4日 上郷町 立ち木若干焼損
- 4月5日 小菅ヶ谷三丁目 枯草約2アール焼損
- 4月17日 庄戸五丁目 2階建て専用住宅65㎡焼損

救急情報

令和5年4月30日現在

栄区内				
救急状況				
年 別	令和5年		令和4年	増△減
	4月	累計		
件 数	566	2,414	2,419	△ 5
急 病	414	1,773	1,760	13
交通事故	23	74	77	△ 3
一般負傷	101	463	475	△ 12
その他	28	104	107	△ 3

横浜市内				
救急状況				
年 別	令和5年	令和4年	増△減	
			件 数	急病
件 数	76,021	75,761	260	
急 病	53,341	53,213	128	
交通事故	2,739	2,742	△ 3	
一般負傷	14,154	13,877	277	
その他	5,787	5,929	△ 142	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

「こんろ火災」に気をつけて！

こんろ火災の多くは

「ついうっかり」です！



気をつけるポイント

□調理中はその場を離れない

- ・食用油は、約370℃になると自然発火します！
※油の量や火の強さにより発火までの時間は変わります。
- ・発火した炎が周囲にあるものに燃え移ると大きな被害につながります。

□こんろ周りは整理整頓して、燃えやすい物を置かない

□こんろ周りやグリル内はこまめに清掃

- ・グリル内の魚などを焼いたときにたまった油に火がついて火災になることがあります。



いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

横浜市では、ウェブサイト上で、いつでも・どこでも・身近に防災を学べる「よこはま防災e-パーク」を開設しました。

区連会5月定例会議資料
令和5年5月22日
栄消防署

令和5年度 栄消防団事業実施計画

月	定例事業内容	実施場所等
毎月	班長会議、班会議 器具置場及び資機材点検、無線通話試験 署系無線機等月例点検 巡回警戒【市民防災の日(毎月15日)等】 消防団員が保持する基礎的諸能力確認訓練 分団事務	各会議場所 各班器具置場 各班器具置場等無線機保管場所 各管轄区域 各班器具置場など 各分団

月	日(曜日)	事業内容	実施時間	実施場所等
5月	10(水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	20(土)	【新規】惨事ストレス研修(各団1名)	8:45~16:15	市訓練センター
	21(日)	車両運行訓練	9:00~12:00	市訓練センター
	29(月)	県消防協会評議員会	10:00~11:30	横浜シンポジア
6月	4(日)	延焼防止訓練(第二分団)	9:00~12:00	市訓練センター
	11(日)	延焼防止訓練(第三分団)	9:00~12:00	市訓練センター
	13(火)	消防団幹部研修(第三分団)	9:55~15:15	県消防学校
	14(水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	18(日)	延焼防止訓練(第四分団)	9:00~12:00	市訓練センター
	25(日)	幹部教育初級幹部科(新任班長及び未受講班長)	8:30~17:00	市訓練センター
7月	2(日)	風水害対策消防団地区本部運営訓練(署・団合同)	9:00~12:00	栄区全域
	7(金)	消防団副団長研修	9:55~15:15	県消防学校
	12(水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	17(月)	はたらくるま大集合	9:00~12:00	本郷台駅前
	23(日)	水害対策訓練(ゴムボートほか)	9:00~12:00	市訓練センター
8月	9(水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	20(日)	第1回栄消防団上級救命講習	9:00~17:00	未定
	26(土)	消防団員意見交換会	9:00~12:00	市訓練センター
9月	2(土)	本郷台駅前祭り団員募集広報(3日(日)も含む2日間)	10:00~15:00	本郷台駅前
	13(水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	23(土)	横浜市消防団コンプライアンス研修会	10:00~12:00	保土ヶ谷公会堂
10月	5(木)	正副消防団長研修会	10:00~12:00	県消防学校
	8(日)	応急手当指導員スキルアップ研修	10:00~12:00	未定
	11(水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	18(水)	神奈川県殉職消防職団員慰霊祭(正副団長参加)	10:30~12:00	県消防学校
	21(土)	幹部教育指揮幹部科「現場指揮課程」【1日目】	8:30~17:00	市訓練センター
	22(日)	ポンプ点検	8:00~12:00	未定
	28(土)	幹部教育指揮幹部科「現場指揮課程」【2日目】	8:30~17:00	市訓練センター
	未定	飛行場外離着陸場における航空隊との連携訓練	未定	金井公園
11月	4(土)	栄区民まつり(第二分団)	10:00~14:00	本郷中学校
	8(水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	18(土)	横浜市消防操法技術訓練会(第一分団)	未定	市訓練センター
	未定	消防団組織検討委員会(第2回)	未定	未定
	未定	震災対策消防団地区本部運営訓練(署・団合同)	9:00~12:00	栄区全域
		秋の火災予防運動週間:11/9(水)~11/15(火)		秋の火災予防運動広報(各分団)

※ 記載された日程は、変更される場合があります。

月	日(曜日)	事業内容	実施時間	実施場所等
12月	4 (月)	消防団幹部候補研修 (第三分団)	9:55~15:30	県消防学校
	未定	第3回横浜市消防団長会議	未定	未定
	10 (日)	第2回栄消防団上級救命講習	9:00~17:00	未定
	13 (水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	28 (木)	年末年始消防特別警戒に伴う市長等激励巡視	未定	栄消防署3階会議室
	28 (木)	年末年始消防特別警戒に伴う団本部激励巡視	19:00~21:00	各分団本部
		年末年始消防特別警戒：12/20(水)~1/4(木) 年末年始消防特別警戒に伴う巡回警戒(各分団)		
1月	6 (土)	令和6年栄区消防出初式	未定	未定
	7 (日)	横浜消防出初式2024	10:30~15:00	横浜赤レンガ倉庫周辺
	10 (水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
	21 (日)	幹部教育指揮幹部科「分団指揮課程」(分団長・副分団長)	8:30~17:00	市訓練センター
	未定	文化財防火デー消防訓練 (対象：正安寺、玉泉寺、大誓寺、證菩提寺、本郷ふじやま公園)		
		防災とボランティアの日：1/17(水) 防災とボランティア週間：1/14(日)~1/20(土) 文化財防火デー：1/26(金)		
2月	4 (日)	器具置場点検	9:00~16:30	各班器具置場
	4 (日)	女性消防団員等研修 (第一分団)	10:00~16:30	県消防学校
	14 (水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
3月	2 (土)	防火防災フェア	10:00~12:00	本郷台駅前広場
	3 (日)	専科教育「警防科」(消防団員として3年以上の実務経験者)	8:30~17:00	市訓練センター
	10 (日)	専科教育「機関科」	9:00~16:30	市訓練センター
	13 (水)	定例分団長会議	19:00~20:00	栄消防署3階会議室
		春の火災予防運動週間：3/1(水)~3/7(火) 春の火災予防運動広報(各分団)		

※ 記載された日程は、変更される場合があります。

塗りつぶしされているものが、催事等で調整が必要となる訓練予定です。

- ・本事業計画は令和5年5月1日現在のものです。今後も新規の訓練等が入る場合があります。各消防団に催事の活動依頼を依頼される場合は再度事前にご確認をお願い致します。
- ・消防団の活動は栄消防団のホームページでもご確認いただけます。「栄消防団」で検索又は下記二次元コードをご利用下さい。
- ・消防団へのご質問、各訓練等の見学希望などは担当までお問い合わせ下さい。

栄消防団二次元コード



◎消防団員募集中！◎

栄消防団では新しい仲間を募集中です！
地域とのつながりを強め、自助・共助の力となります。
私達と一緒に活動しましょう！

担当：栄消防署総務・予防課

消防団係

電話：045-892-0119

eメール：sy-sakaedan@city.yokohama.jp

栄区のみなさま

栄消防団 に入って 一緒に栄区を守りませんか？

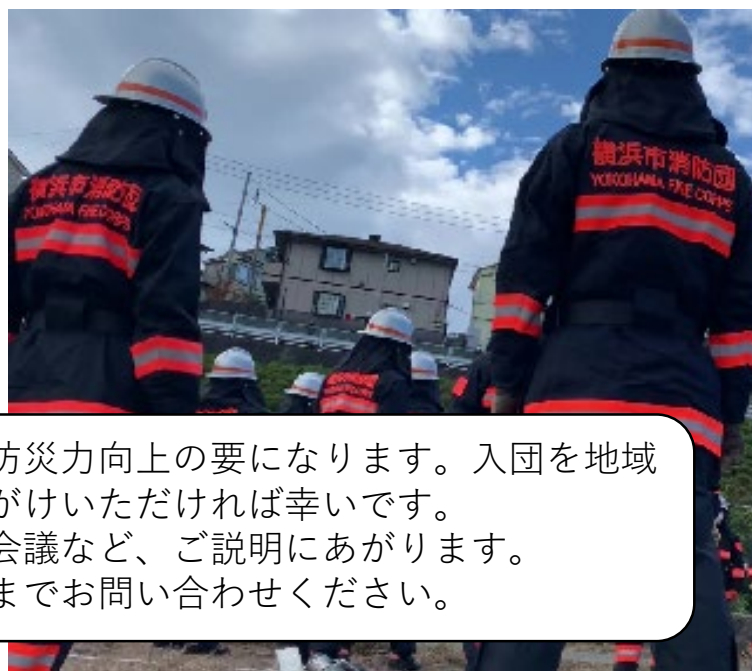
消防団とは

各市町村の消防機関です。
所属する消防団員は非常勤特別職の地方公務員です。

消防団になると

- ・地域防災の要として、安全・安心なまち作りのちからになります。
- ・すぐにはじめられる地域貢献です。
- ・地域との繋がりが強まります。

- ・防災の知識・技術が身に付きます。
 - ・防災、救急の資格が持てます。※
 - ・自分自身や身近な人を守る力が付きます。
 - ・様々な職種、年代の方々と交流が持てます。
- (※) 入団後、一定の条件を満たすと防火管理者、応急手当指導員の資格を得ることができます。



消防団は地域防災力向上の要になります。入団を地域の皆様にお声がけいただければ幸いです。
ご希望で班長会議など、ご説明にあがります。
詳しくは下記までお問い合わせください。

栄区に在住・在勤の方約340名が栄消防団員として活動しています。

主に土・日曜日に活動していますが、平日夜間も訓練を実施するなど、参加し易い活動をしています。

詳しくはWEBページをご覧ください

横浜市 栄消防団

検索



問
い
合
せ

横浜市栄消防署総務・予防課消防団係
電話:045-892-0119(代表)

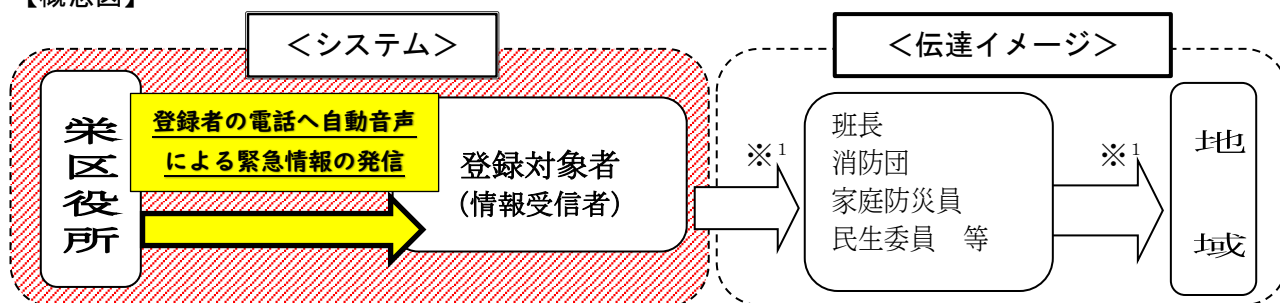
栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

栄区では風水害時などに緊急情報の伝達を迅速に行うため、緊急時情報伝達システムを活用して、区から地域の皆様への緊急情報の提供体制の強化を図っています。

新年度を迎え、システムの登録対象者の電話番号の登録について、更新を行います。

1 緊急時情報伝達システムのイメージ

【概念図】



※¹ 登録対象者 (情報受信者) から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。
状況に応じてご対応ください。

2 システムの登録対象者（情報受信者）

- (1) 地区連合町内会長
- (2) 自治会・町内会長等^{※2}
- (3) 地域防災拠点運営委員長
- (4) 即時避難指示対象世帯

※²自治会・町内会長は原則登録対象とし、更に防災担当役員の方など 1 名まで追加登録することができます。

3 発信内容

災害時の緊急情報ほか、区で周知の必要があると判断した情報を登録対象者の電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例) 台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所 4 か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

4 申請方法

登録対象者の方については、原則全員登録していただくようお願いします。

- (1) 「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、下記担当まで、直接ご持参いただくか、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。
メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。
- (2) 本システムの登録者は年度ごとに更新いたします。
- (3) 地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別にご案内します。

5 申請期限

令和5年6月30日（金）まで

（申請期限後の追加登録や登録者、登録番号の変更もできます。）

6 添付資料

- (1) 別紙1 「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

担 当：栄区総務課（41番窓口） 芦葉・市野

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区緊急時情報伝達システム登録 申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記のとおり申請します。

役職等	〇〇連合町内会長、〇〇自治会長、〇〇町内会長
氏名	〇〇 〇〇
登録をする電話番号	080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

<自治会・町内会用>

追加登録がある場合は、下記の記入をお願いします。(追加登録がない場合は記入不要です。)

追加1	役職等	副会長、防災部長等
	氏名	〇〇 〇〇
	追加登録を希望する電話番号	080-△△△△-△△△△ ※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記担当まで直接ご持参いただくか、FAX又は郵送にて提出をお願いします。

メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。

【期限：令和5年6月30日（金）まで】

担当：栄区総務課（41番窓口） 芦葉・市野
電話：045-894-8312
FAX：045-895-2260
メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

区連会 5月定例会資料
令和5年5月22日
総務課

栄総第289号
令和5年5月22日

各地区連合町内会長様

栄区長 堀口 和美

令和5年住宅・土地統計調査の実施及び調査員推薦のお願い

晩春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知及び調査員の推薦について特段の御配慮と御協力をお願いします。

1 調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目に当たります。

本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態を明らかにします。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

(2) 調査期日

令和5年10月1日

(3) 調査の対象

令和2年国勢調査調査区のうち約5分の1の調査区（栄区：208調査区）を対象とし、1調査区（50住戸前後）から17住戸を抽出して調査します。

(4) 調査項目

- ア 住宅の構造に関する事項（床面積、敷地面積、建築時期、家賃等）
- イ 住宅に居住する世帯に関する事項（世帯員構成、入居時期、通勤時間等）
- ウ 高齢者のための設備、省エネルギー設備に関する事項

- エ 増改築及び改修工事に関する事項
 - オ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
 - カ 建物の構造に関する事項（階数、建て方、腐食・破損の有無等） 等
- ※カについては調査員が目視等で調査します。

(5) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたしますので、御協力をお願いします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査地域の確認）、調査のお知らせの配布
- ・ 9月中旬 調査票配布対象住戸の抽出（区役所へ一旦提出）
- ・ 9月中旬から下旬 インターネット回答用の調査書類、紙の調査票の配布
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(6) 調査の方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員回収のいずれかの方法となります。※調査員による回収は、わずかとなる見込みです。

2 調査員の推薦について

該当の調査区において、調査員の推薦を依頼させていただきます。適任の方を御推薦くださいますようお願い申し上げます。

(1) 調査員の役割等

調査員には原則として**3調査区**（約50住戸）を受け持ついただき、指定された調査区域内の世帯を対象に調査票の配布と回収などを担当していただきます。調査員任命期間は概ね8月下旬から10月下旬頃までで、報酬は約7万5千円程度になります。

(2) 御配慮いただきたいこと

調査員の推薦にあたりましては、次の要件につきまして特に御配慮いただきますようお願いいたします。

- ア 責任を持って調査の事務ができる方
- イ 調査で知った秘密を守ってもらえる方
- ウ 税務、警察、選挙活動に直接関係のない方
- エ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

(3) 調査員の推薦を依頼する地域

別添「令和5年住宅・土地統計調査【依頼地域一覧】」参照

(4) 御推薦いただきたい調査員数等

別添「令和5年住宅・土地統計調査【連合町内会別依頼人数】」参照

※連合町内会ごとの推薦をお願いします。

(5) 提出書類

別添の「住宅・土地統計調査員の就任依頼状」を御利用いただき、「住宅・土地統計調査員就任承諾書」を「調査員推薦名簿」とあわせて返信用封筒にて

6月30日（金）までに栄区総務課統計選挙係まで御提出ください。

(6) 調査員報酬

3調査区で75,000円程度（2調査区で50,000円程度）

(7) 調査区域の設定について

調査区域については、国の定めたルールに基づいて設定しております。

したがって、調査区の境界線と、自治会・町内会の範囲は必ずしも一致しておりません。一部の地域におきましては担当していただく調査区が、他の自治会・町内会の範囲にまたがる場合がございますので、あらかじめ御了承をお願いします。

《添付資料一覧》

- ① 令和5年住宅・土地統計調査 調査員推薦のお願い（この紙）
- ② 令和5年住宅・土地統計調査【依頼地域一覧】
- ③ 令和5年住宅・土地統計調査【連合別依頼人数】
- ④ 調査員推薦名簿
- ⑤ 調査員就任のお願い（調査員数分）
- ⑥ 就任承諾書（調査員数分）
- ⑦ リーフレット
- ⑧ 返信用封筒（区役所返送用）

問合せ 栄区役所総務課統計選挙係 須藤、矢井田、澁谷
電話：894-8315 FAX：895-2260
Eメール：sa-toukei@city.yokohama.jp

令和5年住宅・土地統計調査〔依頼地域一覧〕

通し番号	調査区番号	世帯数	所在地	自治会名(R2国勢調査依頼時)	地区連合町内会名
1	1	49	桂町303番地1 コープ野村湘南本郷台1号棟各階1～8号室	コープ野村湘南本郷台自治会	本郷中央 連合町内会自治会
	2	37	桂町1番地53 横浜栄共済病院看護師寮	※該当なし	
	3	30	桂町688番地1 ライブマンション	桂公田町会	
2	7	70	公田町740番地 公田団地8号棟	公田町団地自治会	本郷中央 連合町内会自治会
	8	39	公田町740番地 公田団地12号棟	公田町団地自治会	
	9	55	公田町740番地 公田団地32、33号棟	公田町団地自治会	
3	10	28	公田町740番地 公田団地15号棟	公田町団地自治会	本郷中央 連合町内会自治会
	11	63	公田町740番地 公田団地17、18号棟	公田町団地自治会	
	12	43	公田町774番地5 グリーンテラス本郷台21・22・23・24・25・26・27・28	グリーンテラス本郷台自治会	
4	39	43	笠間五丁目33番	笠間通り町町内会	笠間連合町内会自治会
	40	41	笠間五丁目29、30番	笠間通り町町内会	
	41	49	笠間五丁目28番 アルコパレーノ大船	笠間通り町町内会	
5	42	26	笠間五丁目27番 笠間交番	笠間通り町町内会	笠間連合町内会自治会
	43	77	笠間五丁目23番	笠間通り町町内会	
	44	68	笠間五丁目3、6、7、8番	松ヶ丘町内会	
6	45	58	笠間四丁目10番 第2大船パークタウンD棟1～3F、401～409号室	第2大船パークタウン自治会	笠間連合町内会自治会
	46	57	笠間四丁目10番 第2大船パークタウンB棟4～7F	大船パークタウン自治会	
	47	33	笠間二丁目24、30番	笠間山王町内会	
7	53	66	笠間二丁目15番	笠間余曾根町内会	笠間連合町内会自治会
	54	43	笠間二丁目15番	笠間余曾根町内会	
8	55	40	笠間二丁目10番 藤和ライブタウン大船2号棟	ライブタウン大船自治会	笠間連合町内会自治会
	56	66	笠間一丁目1番 ルリエ大船7F(7号室～17号室)、8F～11F	笠間福住町内会	
9	57	61	笠間三丁目45番 ガーデンアソシエB棟1F(10号室～13号室)、2F～12F(13号室～16号室)、13F～14F(12号室～15号室)、15F(9号室～10号室)	ガーデンアソシエ自治会	笠間連合町内会自治会
	58	41	笠間三丁目45番 ガーデンアソシエD棟1F～2F(1号室～7号室)、3F～9F(5号室～7号室)、10F～12F(5号室～6号室)	ガーデンアソシエ自治会	
	59	62	笠間三丁目45番 ガーデンアソシエG棟1F～15F(1号室～4号室)	ガーデンアソシエ自治会	
10	70	56	飯島町1番地1、飯島町2番地1～3番地1、長尾台町507～526番地、長尾台町471～511番地4	長尾台町内会	豊田連合町内会
	71	42	田谷町932～1110番地、893～972番地	田谷町内会	
	72	59	田谷町2020～2036番地、1892番地1～1896番地、1597～2042番地3	田谷町内会	
11	73	31	田谷町1744～1887番地12、1736番地1～1837番地	田谷町内会	豊田連合町内会
	74	24	田谷町1583～1685番地、1687～1871番地、1713～1742番地1	田谷町内会	
	75	1	田谷町1364番地2 特別養護老人ホーム田谷の里	※該当なし	
12	76	75	飯島町16～80番地	飯島町内会	豊田連合町内会
	77	57	飯島町501番地2 エコヒルズ・ヨコハマウエストウイング1F～6F	エコヒルズ横浜自治会	
	104	45	飯島町521番地4 エコヒルズ・ヨコハマイーストウイング6F～7F	エコヒルズ横浜自治会	
13	84	40	飯島町314番地3 ダイアパレスワンダースケープ2F(1号室～39号室)	ワンダースケープ自治会	豊田連合町内会
	85	39	飯島町314番地3 ダイアパレスワンダースケープ7F(1号室～39号室)	ワンダースケープ自治会	
	86	31	飯島町314番地3 ダイアパレスワンダースケープ3F～9F(40号室～43号室)、10F(32号室～35号室)	ワンダースケープ自治会	

令和5年住宅・土地統計調査〔依頼地域一覧〕

通し番号	調査区番号	世帯数	所在地	自治会名(R2国勢調査依頼時)	地区連合町内会名
14	87	34	飯島町527～771番地2 飯島小学校, 飯島保育園, 飯島団地5-1、5-2、5-3、5-4号棟	飯島団地自治会	豊田連合町内会
	94	78	長沼町252～297番地	長沼町内会	
	95	32	長沼町414～442番地	長沼町内会	
15	96	40	長沼町608番地1～617番地	長沼町内会	豊田連合町内会
	97	44	長沼町555番地 県営かいがら坂ハイツ1, 2, 6号棟	かいがら坂ハイツ自治会	
16	98	40	飯島町1381番地、1383番地2～2887番地13	百合ヶ丘自治会	豊田連合町内会
	99	54	飯島町1398～2885番地、1397～1413番地、1394番地2～1398番地、1398～1413番地、1398～1413番地	百合ヶ丘自治会	
	100	60	飯島町1338番地、1285番地～1297番地	飯島町内会	
17	101	69	飯島町1420～1428番地、2464番地1～2486番地	飯島町内会	豊田連合町内会
	102	43	飯島町1475～2449番地	飯島町内会	
	103	55	飯島町1502～1520番地	飯島町内会	
18	105	56	本郷台五丁目31、32、33、39番	本郷台自治会	豊田連合町内会
	106	59	本郷台五丁目3～7番	本郷台自治会	
	107	62	本郷台四丁目34～37番、40番	本郷台自治会	
19	108	44	本郷台三丁目35番 コスモ戸塚リペアビルズA棟601～608号, 7～11F	栄リペアビルズ自治会	豊田連合町内会
	109	55	本郷台三丁目22～24番、34番、36番	富士見台自治会	
	110	60	本郷台四丁目6、10、11、12番	本郷台自治会	
20	111	60	本郷台二丁目15～23番	本郷台自治会	豊田連合町内会
	112	40	本郷台二丁目1～3番	本郷台自治会	
	113	73	本郷台一丁目16、23、24、25、26番	本郷台自治会	
21	114	65	小菅ヶ谷二丁目7番 グリーンパレス本郷台407～420号, 5～7F	小菅ヶ谷町内会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	115	56	小菅ヶ谷二丁目10、11、13号	小菅ヶ谷町内会	
	116	53	小菅ヶ谷二丁目18番	小菅ヶ谷町内会	
22	117	51	小菅ヶ谷二丁目19番	小菅ヶ谷町内会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	118	68	飯島町1879～1879番地15、1879番地20～1879番地31、1879～1879番地50、1922番地3～1922番地18、266～266番地27、266～266番地3	大船富士見台自治会	
23	119	36	小菅ヶ谷二丁目42番 住友電工寮	※該当なし	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	120	48	小菅ヶ谷二丁目30～33番	小菅ヶ谷睦会町内会	
	121	0	小菅ヶ谷一丁目22番 ブランズシティ本郷台フィールドテラス(旧NTT本郷台社宅1・2・3号棟)	※該当なし	
24	122	49	小菅ヶ谷一丁目19番	小菅ヶ谷町内会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	123	50	小菅ヶ谷一丁目16番 本郷台サンハイツ4～6F	小菅ヶ谷町内会	
	127	55	小菅ヶ谷三丁目60～61番、小山台二丁目30～32番	東武本郷台自治会	
25	128	67	小菅ヶ谷三丁目52、59番	小菅ヶ谷第一町内会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	129	45	小菅ヶ谷三丁目9～11番	小菅ヶ谷第一町内会	
	130	71	小菅ヶ谷三丁目48～51番、53～55番	小菅ヶ谷第一町内会	
26	132	60	小菅ヶ谷三丁目1番 ブランズ本郷台	小菅ヶ谷第一町内会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	133	73	小菅ヶ谷三丁目2番 横浜レジデンスC棟7F～11F, D棟	小菅ヶ谷第一町内会	
	134	47	小山台一丁目14、15、18、19、20、26番	小山台町内会	

令和5年住宅・土地統計調査〔依頼地域一覧〕

通し番号	調査区番号	世帯数	所在地	自治会名(R2国勢調査依頼時)	地区連合町内会名
27	135	64	小山台二丁目1～4番、9番	本郷中央自治会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	136	67	小山台二丁目7番、鍛冶ヶ谷町452番地	本郷中央自治会	
	137	49	小山台二丁目37、39、44番	小山台町内会	
28	131	43	小菅ヶ谷二丁目2～4番	小菅ヶ谷西谷戸町内会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	138	23	小菅ヶ谷四丁目13番	小菅ヶ谷西谷戸町内会	
	139	55	小菅ヶ谷四丁目12、15、16、17、23、24番	小菅ヶ谷西谷戸町内会	
29	146	42	小菅ヶ谷一丁目4番 本郷台駅前市街地住宅2号棟5～8F	本郷台駅前市街地住宅自治会	小菅ヶ谷 連合町内会自治会
	147	56	小菅ヶ谷一丁目4番 本郷台駅前市街地住宅3号棟9～12F	本郷台駅前市街地住宅自治会	
	148	53	小菅ヶ谷一丁目4番 本郷台駅前市街地住宅4号棟9～12F	本郷台駅前市街地住宅自治会	
30	152	36	上郷町37、39番地、中野町400番地、鍛冶ヶ谷町975～986番地、鍛冶ヶ谷町973番地2、973番地3	中野町内会	本郷第三連合町内会
	153	45	中野町30～33、56～70番地、124～131番地	中野町内会	
	154	77	上郷町9、10番地、中野町120～131番地、中野町84～93番地、中野町84～94番地	中野町内会	
31	155	60	中野町1058番地2～1069番地、1058～1058番地47、1058番地6～1058番地44	本郷富士見ヶ丘自治会	本郷第三連合町内会
	156	81	中野町1075番地15～1081番地6、1078～1111番地	本郷富士見ヶ丘自治会	
32	160	73	元大橋一丁目1～3番	元大橋町内会	本郷第三連合町内会
	161	58	元大橋一丁目18、19、25番	元大橋町内会	
	162	58	元大橋一丁目16、15、20番	元大橋町内会	
33	163	62	元大橋二丁目29、30、31、48番	元大橋町内会	本郷第三連合町内会
	167	31	元大橋二丁目14、15番	元大橋町内会	
34	164	59	鍛冶ヶ谷一丁目21、25番	鍛冶ヶ谷町内会	本郷第三連合町内会
	165	49	鍛冶ヶ谷一丁目22、23、24、26番	鍛冶ヶ谷町内会	
	166	67	鍛冶ヶ谷一丁目17、18番	鍛冶ヶ谷町内会	
35	171	69	上郷町292番地32 港南台プリンスハイツ2号館、虻名公園	港南台プリンスハイツ自治会	本郷第三連合町内会
	172	64	上郷町292番地32 港南台プリンスハイツ6号館、桜井小学校	港南台プリンスハイツ自治会	
	192	54	上郷町460番地23、4525番地25 ラーバン港南台1・2号棟	ラーバン港南台自治会	
36	173	28	上郷町96番地7～99番地1、上郷町136～155番地	上郷町内会	上郷東連合町会
	174	54	上郷町100番地	上郷町内会	
37	175	61	尾月1～5番	尾月自治会	上郷西連合町会
	176	54	尾月17、18、21、27番	尾月自治会	
	177	42	尾月13番、亀井町12、13番	尾月自治会	
38	191	53	上郷町1211～1287番地	上郷町内会	上郷東連合町会
	193	10	上郷町747～1064番地、1060～1105番地	上郷町内会	

令和5年住宅・土地統計調査【連合町内会別依頼人数】

地区連合町内会名	調査区数	依頼人数
豊田連合町内会自治会	32	11
笠間連合町内会自治会	16	6
小菅ヶ谷連合町内会自治会	26	9
本郷中央連合町内会自治会	9	3
本郷第三連合町内会	16	6
上郷西連合町会	3	1
上郷東連合町会	4	2
合計	106	38

令和 5 年 月 日

令和 5 年住宅・土地統計調査 調査員推薦名簿

連合町内会名： 会

通し番号	担当調査区番号			氏名	住所

提出先：栄区総務課統計選挙係
担当：矢井田
連絡先：045-894-8315
FAX：045-895-2260

栄総第 289 号
令和5年5月22日

各 位

栄区長 堀口 和美

令和5年住宅・土地統計調査 調査員就任のお願い

晩春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、調査員に従事いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

御承諾いただけましたら、『令和5年住宅・土地統計調査調査員就任承諾書』に御記入のうえ、各地区連合町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、調査員説明会の開催通知や調査用品の配送など、住宅・土地統計調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

1 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目に当たります。

2 調査期日

令和5年10月1日

3 調査の対象

令和2年国勢調査調査区のうち約5分の1の調査区を対象とし、1調査区から17住戸を抽出して調査します。

4 調査項目

- (1) 住宅の構造に関する事項（床面積、敷地面積、建築時期、家賃等）
- (2) 住宅に居住する世帯に関する事項（世帯員構成、入居時期、通勤時間等）
- (3) 高齢者のための設備、省エネルギー設備に関する事項
- (4) 増改築及び改修工事に関する事項
- (5) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
- (6) 建物の構造に関する事項（階数、建て方、腐食・破損の有無等） 等

※(6)については調査員が目視等で調査します。

裏面あり

5 調査の日程

- ・ 8月下旬から9月上旬 調査員説明会への出席
- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査地域の確認）、調査のお知らせの配布
- ・ 9月中旬 調査票配布対象住戸の抽出（区役所へ一旦提出）
- ・ 9月中旬から下旬 インターネット回答用の調査書類、紙の調査票の配布
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼、関係書類の区役所への提出

6 調査の方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員回収のいずれかの方法となります。※調査員による回収は、わずかとなる見込みです。

7 ご担当いただく地域

別添「令和5年住宅・土地統計調査【依頼地域一覧】」参照

8 調査員報酬

3調査区で75,000円程度（2調査区で50,000円程度）

問合せ先 栄区役所総務課統計選挙係 須藤、矢井田、澁谷
電話 894-8315 FAX 895-2260

令和5年住宅・土地統計調査 調査員就任承諾書

令和5年住宅・土地統計調査 調査員の就任を承諾します。

令和5年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市 区		
生年月日	昭和 年 月 日生 (歳)	平成	※源泉徴収票の発行事務 手続のために生年月日 が必要となります。
連絡先 ※調査期間中、区役所から御連絡 をすることがあります。御了承 ください。 ※FAX、携帯電話等をお持ちの 方は、差し支えなければ番号を 御記入ください。	電話 (自宅)	—	—
	FAX	—	—
	携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			

<調査に関する事務説明会について>

御出席いただく説明会について、現時点で御都合のよろしい日に○を付けてください。
なお、説明会は区役所にて実施する予定です。

8月30日(水) 午前 ・ 8月31日(木) 午後

※ 現時点での予定のため、正式な日程は別途御通知いたしますが、御希望に添えない場合も
ございますので御容赦ください。

<横浜市職員の方について>

横浜市職員の方は「所属」を御記入ください。兼職手続について別途御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

令和5年

住宅・土地統計調査

10月1日(日)実施

子どもを育てやすい
住まいの実現

高齢者が安心して
暮らせるまちづくり



〈住宅・土地統計調査はこのような調査です〉

住宅・土地統計調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

だれもが安心して暮らせる明日へ。

調査の
流れ



【国】

(総務省統計局)



【都道府県】



【市区町村】



【指導員】



【調査員】



【世帯】

回答方法

回答はインターネット、郵送または調査員に提出する方法によります。



インターネット回答



郵送で提出

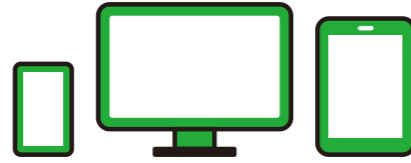


調査員に提出

住宅・土地統計調査では

インターネットでの回答をおすすめしています

住宅・土地統計調査では、パソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。



インターネット回答が便利です!!



期間中はいつでもOK!

期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。



世帯の回答は守られています!

不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



調査へのご協力
よろしくお願いいたします!



住宅・土地統計調査

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

〈個人の情報
は守られます〉

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。



守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。



利用制限

統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。



適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。



調査員のしごと

9月上旬

調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月下旬

調査対象となった各世帯に調査票とその説明書等を配布し、調査への回答を依頼します。

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。



管理員の方々にご協力いただきたいこと



ご協力お願いいたします

1

建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ることで困難なケースもあり、ご協力いただくことで円滑に調査を実施することができます。

2

建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがあります。

※調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。

居住者情報の提供について

統計調査への協力の要請は、法令に基づく正当なものです。

統計法
(抄)

個人情報保護法第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。

管理員、管理会社、管理組合の皆様にご協力をお願いするのは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

【第30条】 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。



“かたり調査”にご注意ください

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりがかねないので、ご注意ください。

住宅・土地統計調査は

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。



調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。



調査結果からわかること

平成30年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

共同住宅の割合は大都市を含む都道府県で高い

全国の共同住宅数は2335万戸で平成25年と比較し126万戸(5.7%)増加と過去最高となりました。

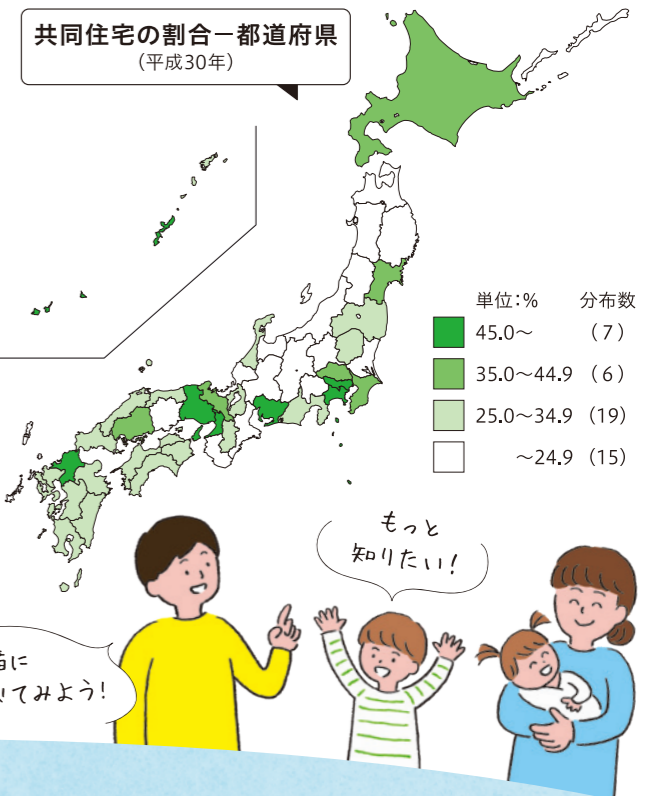


大都市を含む都道府県で高い傾向

東北地方の日本海側や北陸地方で低い傾向

東京都	71.1%
沖縄県	59.0%
神奈川県	56.1%
大阪府	55.4%
福岡県	52.8%

秋田県	17.8%
富山県	19.7%
山形県	20.5%
福井県	21.2%
青森県	21.3%



調査の結果はどう活かされるの?

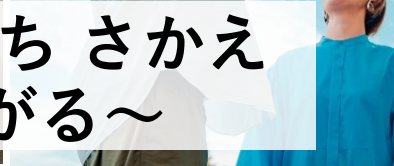
住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用されています。

耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくり

空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究



横浜市中期計画2022-2025における基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現するため、子育て世代や高齢者などあらゆる世代がいつまでも暮らしつづけたいまちを目指して、区の基本目標を設定しました。5つの施策とチーム力を向上する組織運営により、区役所一丸となって取り組みます。



栄区基本目標

未来を育む 暮らしつづけたいまち さかえ
～人がつながり 地域がつながる～

施策

誰もが安心して出産や
育児ができるまちづくり

未来を育むつながり・自然・
文化・学びに溢れるまちづくり

住居・交通・仕事において
便利で選ばれるまちづくり

いつまでも愛着を持って
過ごせる魅力的なまちづくり

将来の世代にわたり安全・
安心に暮らせるまちづくり

▶ 2～3ページで各施策の主な事業・取組を
紹介しています

組織運営

暮らしつづけたい想いに
寄り添う区役所づくり

- ・お客様の気持ちに寄り添う親切、丁寧な対応
- ・区民の声に応える「現場主義」と「区民目線」の徹底
- ・区民や各種団体等の皆様との連携、協働による課題解決
- ・中間支援組織との連携による地域支援機能の充実

職員の能力・
役割発揮の最大化

- ・DXの推進による業務効率の向上
- ・職位を問わず若手職員を含めた議論とチャレンジができる職場づくり
- ・男女共同参画やワークライフバランスの推進による意欲と能力を最大限に発揮できる職場づくり

主な事業・取組

数字 **1** ~ **17** は、関連するSDGsの目標を示しています
SDGsについては5ページをご覧ください

誰もが安心して出産や
育児ができるまちづくり

◎ 出産・子育て応援事業 **1 3 4**

父子手帳や幼稚園・保育園マップの電子カタログ化など、妊娠・出産・子育てに関する情報発信を強化し、養育者の支援に取り組みます。また、仲間づくりの教室や相談の機会を充実させ、養育者に寄り添った支援につなげます。



栄区地域子育て支援拠点にこりんくの様子

◎ 地域子育て支援事業 **1 3 4**

SNSやウェブサイトを活用した情報発信により、市立保育園等における子育て支援のPRに取り組みます。

◎ デジタルツールを活用した次世代交流事業 **3 4 17**

親子や子育て支援関係者の新たな交流・連携に向けて取り組みます。

◎ SAKAEヤングフェスティバル事業 **3 4 17**

栄区内中学生と青少年指導員によるフェスティバルを開催し、青少年が地域と主体的に関わる機会の提供に取り組みます。

未来を育むつながり・自然・
文化・学びに溢れるまちづくり

◎ 高齢者のICT利活用支援事業 **3 4 10**

デジタル社会においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、ICT活用をサポートするボランティアの養成講座やスマホ教室を開催し、ICTの利活用支援に取り組みます。



令和4年度ICTボランティア養成講座の様子

◎ 地域福祉保健計画推進事業 **1 3 8 11**

地域との協働により、第4期さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）を推進し、地域課題の解決に取り組みます。

◎ 食育推進事業 **2 3**

区民の健康寿命延伸のため、地域で活動する人材や移動販売の事業者等と連携し、バランスの良い食事摂取の啓発に取り組みます。

◎ 住民票等交付セルフ手続き促進事業 **17**

マイナンバーカードの普及に伴い、住民票等のコンビニ交付サービス利用促進に取り組みます。

住居・交通・仕事において
便利で選ばれるまちづくり

◎ 本郷台駅周辺のまちづくり推進事業

11

本郷台駅前周辺のまちづくりについて、将来的な公共施設の再編整備等を見据え、空間形成計画の検討に取り組みます。



本郷台駅及び駅前広場

◎ 商業活性化推進事業

8

商店街のにぎわい創出のため、広報を中心とした支援により、商店街活性化に取り組みます。

◎ 地域の安全対策事業

11

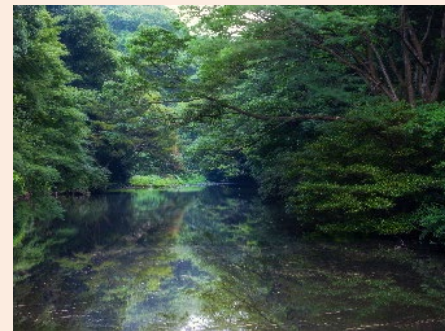
警察、学校等の関係機関や地域と連携し、路面標示の設置やスクールゾーンの新設・補修等を実施し、交通安全対策に取り組みます。

いつまでも愛着を持って
過ごせる魅力的なまちづくり

◎ 花と森と川のまち推進事業

15

2027年国際園芸博覧会に向けて、花や緑の取組を推進します。市内最大級の緑地である円海山周辺緑地について、さらなる魅力発信に向けて、基礎調査を実施するとともに、デジタルコンテンツを作成し、魅力のPRに取り組みます。



瀬上市民の森、瀬上池

◎ 地域の賑わい創出事業

17

区の賑わい創出のため、「栄区民まつり」や「ほっとイルミネーション」を開催し、地域の活性化や世代間交流の促進に取り組みます。

◎ さかえ魅力広報事業

4

魅力発信を目的とした動画等を作成し、栄区のPRに取り組みます。

将来の世代にわたり安全・
安心に暮らせるまちづくり

◎ さかえのそなえ・危機対応力強化事業

11 13

浸水想定区域の電柱などに浸水深を表示する看板を設置し、水害に対する危機意識の高揚や、情報伝達強化に取り組みます。また、災害時に強い通信網を利用したモバイルルーターを区本部等に整備し、通信環境の強化に取り組みます。



浸水深表示看板イメージ

◎ さかえのそなえ・地域防災力強化事業

11

地域防災拠点や福祉避難所の運営・訓練等を支援し、地域住民等の自助と共助を促進することで、地域防災力の強化に取り組みます。

◎ 温暖化対策事業

11 13

区内企業との連携により、区内小学生を対象としたイベントを開催し、地球温暖化対策への意識啓発に取り組みます。

【参考】各局と区が連携し実施する主な事業・取組

まちづくり関連	所管局
横浜環状南線・横浜湘南道路の整備促進及び上郷公田線の整備	道路局
通学路等の歩道整備	道路局
浸水対策 (飯島雨水調整池の整備、 栄第二水再生センター用地におけるポンプ場整備)	環境創造局
公共施設マネジメントの推進 (本郷台駅周辺の再編整備検討)	財政局
本郷中学校建替工事	教育委員会事務局
暮らし関連	所管局
Zero Carbon Yokohamaの実現	温暖化対策統括本部
新型コロナウイルス感染症対策	医療局
生活に不安を抱える方への支援 (就労支援・家計改善支援・住居確保給付金支給 等)	健康福祉局ほか
地域包括ケアシステムの構築・推進	健康福祉局・医療局
待機児童解消に向けた受入枠の確保	こども青少年局
2027年国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成	都市整備局

★栄区役所では運営方針に掲載した個別の事業・取組に加え、戸籍・税・保険・年金等の行政サービス、区民利用施設や道路・公園・下水道等の維持管理、自治会・町内会をはじめとした地域で活動される方々への支援など、区民の皆様の暮らしをお支える様々な事業を実施しています。

★2ページから3ページに記載した数字 **1** ~ **17** は、SDGsの17の目標のうち、各取組と関連性が深い目標を抜粋し示しました。
17の目標については、次ページの参考資料をご覧ください。

★1ページに記載されている「横浜市中期計画2022-2025」については、横浜市ホームページをご覧ください。

横浜市中期計画

検索

★主な事業・取組は栄区が独自に予算編成を行った事業のうち、主要な事業を掲載しています。その他の事業については、令和5年度栄区個性ある区づくり推進費予算をご覧ください。

令和5年度 栄区予算

検索

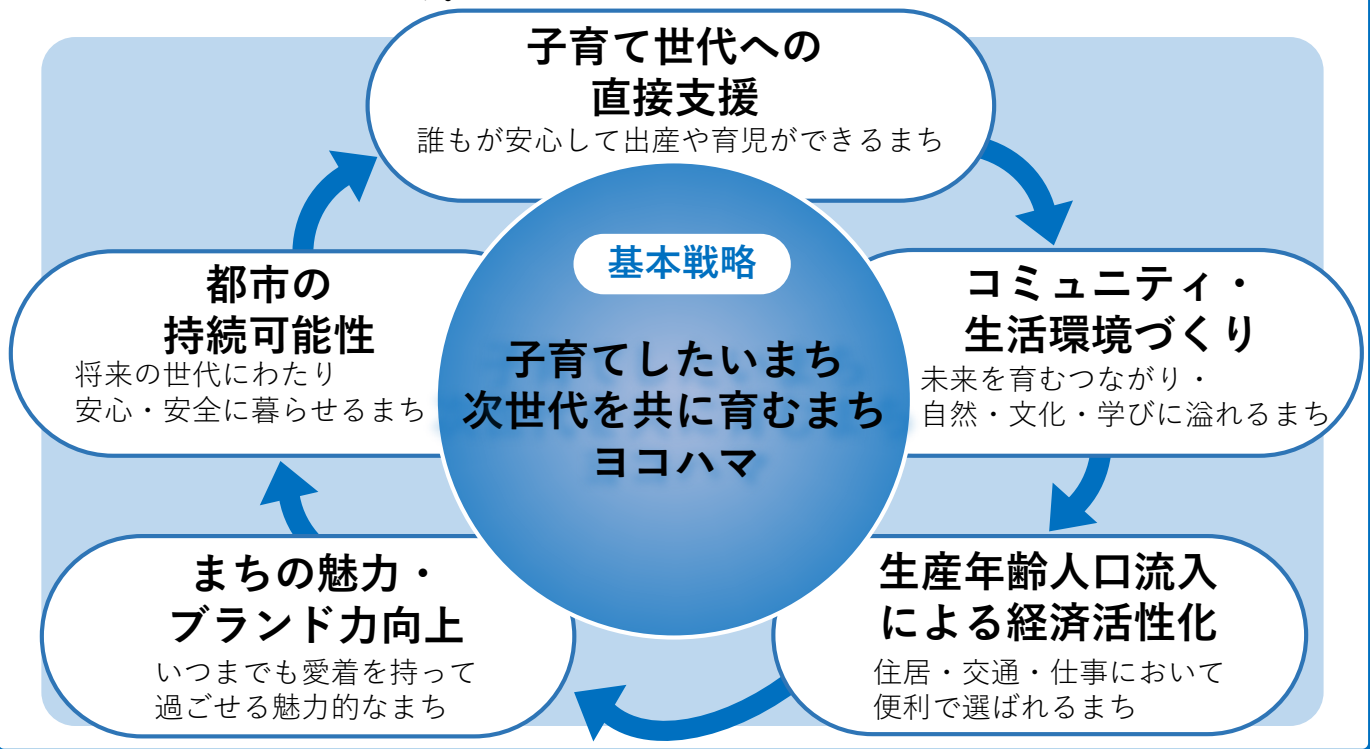
運営方針に関するお問い合わせ先 区政推進課企画調整係（本館4階 45番窓口）

☎ 894-8161 FAX 894-9127

参考

横浜市中期計画 について

横浜市では基本戦略として「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、横浜に関わる様々な人・団体の皆様と共に、横浜の受け継ぐ多様な魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環へつなげていきます。



SDG s について

SDG sとは、世界が抱える様々な問題を解決し持続可能な社会を実現するために国連で世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。平成30年6月、横浜市は「SDG s未来都市」に選定されました。栄区役所では、引き続き令和5年度もSDG sを意識した取組を進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。


2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットの的中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】6 7 1 - 2 6 5 8

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案(案)」の説明会や縦覧(閲覧)及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年(2021年) 8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年(2021年) 12月～令和4年(2022年) 1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年(2022年) 3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年(2022年) 10月～11月

- 都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施
- 縦覧(閲覧)及び意見書の受付

令和5年(2023年) 6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年(2023年) 7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

令和5年(2023年) 9月6日 都市計画公聴会
(公述申出があった場合に開催)

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

都市計画市素案説明会

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。なお都市計画素案へのご意見については、公聴会の場で意見を述べるすることができます。(詳細は4ページ参照)

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間 令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

開催方法 横浜市ホームページ上での動画配信 (音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間 **第1次**
受付 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで
回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次
受付 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで
回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法 ① 電子申請
 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。

※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参
 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

[提出先] 〒231-0005
 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階

※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)
 令和5年7月3日(月) 13時から16時

 旭区二俣川2丁目50-14
 コプレニ俣川 商業・業務棟6階
 最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)
 令和5年7月4日(火) 13時から16時

 瀬谷区二ツ橋町190
 最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)
 令和5年7月5日(水) 13時から16時

 金沢区泥亀2丁目9-1
 最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)
 令和5年7月6日(木) 13時から16時

 緑区寺山町118
 最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)
 令和5年7月7日(金) 13時から16時

 港南区港南中央通10-1
 最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)
 令和5年7月9日(日) 13時から16時

 青葉区あざみ野2丁目3-2
 最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)
 令和5年7月10日(月) 13時から16時

 都筑区茅ヶ崎中央32-1
 最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)
 令和5年7月11日(火) 13時から16時

 栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
 最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ヶ谷公会堂(2号会議室)
 令和5年7月12日(水) 13時から16時

 保土ヶ谷区星川一丁目2-1
 最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])
 令和5年7月13日(木) 13時から16時

 戸塚区戸塚町16-17
 最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)
 令和5年7月14日(金) 13時から16時

 港北区大豆戸町26-1
 最寄駅▶東急東横線「大豆戸」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)
 令和5年7月15日(土) 13時から16時

 中区住吉町4丁目42-1
 最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)
 令和5年7月18日(火) 13時から16時

 磯子区磯子三丁目5-1
 最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)
 令和5年7月19日(水) 13時から16時

 泉区和泉中央南五丁目4-13
 最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)
 令和5年7月20日(木) 13時から16時

 鶴見区鶴見中央一丁目31-2
 最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
 京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)
 令和5年7月21日(金) 13時から16時

 南区浦舟町2丁目33
 最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
 市営地下鉄「阪東橋」駅

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧(閲覧)期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで(土・日・祝日は除く)
縦覧場所	建築局都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧ください。
閲覧場所	各区区政推進課(中区を除く)(受付時間 8時45分から17時まで) ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで
申出方法	<p>①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。</p> <p>②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 [提出先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 (窓口受付時間 8時45分から17時15分まで)(土・日・祝日は除く) ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。</p>



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日(水)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日(水) 14時開始 会場 関内ホール(小ホール)
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 🔍 検索



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます!

iマップー (横浜市行政地図情報提供システム)



iマップー 🔍

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。

対象 第一種低層住居専用地域のエリア等（概ね80ha以上）の一部

〈現在建築できる建物の例〉

- 住宅
- 店舗兼用住宅（独立店舗不可）
- 幼稚園
- 小・中・高等学校
- 診療所
- 老人ホーム

第二種低層住居専用地域

日用品販売店舗や喫茶店などの独立した店舗の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例（150㎡以下）〉

- 日用品店舗
- 喫茶店
- パン屋
- 和・洋菓子店
- 理容室・美容院
- クリーニング取次店

※2階以下に限ります。
 ※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
 ※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。

特別用途地区

周辺の住環境に配慮しながら、指定されている用途地域ごとに日用品販売店舗などの独立した店舗の建築や、事務所の建築が可能になります。

〈新たに建築できる建物の例〉

- 喫茶店・事務所（150㎡以下）
- 上記に加え 日用品店舗（250㎡以下）

条件
 第一種低層住居専用地域 + 特別用途地区の指定

条件
 第二種低層住居専用地域 + 特別用途地区の指定

※2階以下に限ります。
 ※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

※1 特別用途地区
 特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭かつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。
 ※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。

対象 第一種低層住居専用地域（容積率80%/建蔽率50%/敷地面積の最低限度125㎡/外壁後退なし）の一部

現在 (例) 敷地面積 100㎡ × 容積率 80% → 建てられる面積 80㎡

変更後 (例) 敷地面積 100㎡ × 容積率 100% → 建てられる面積 100㎡

建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象 準工業地域工業地域の一部

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き
 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

見直し6 緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

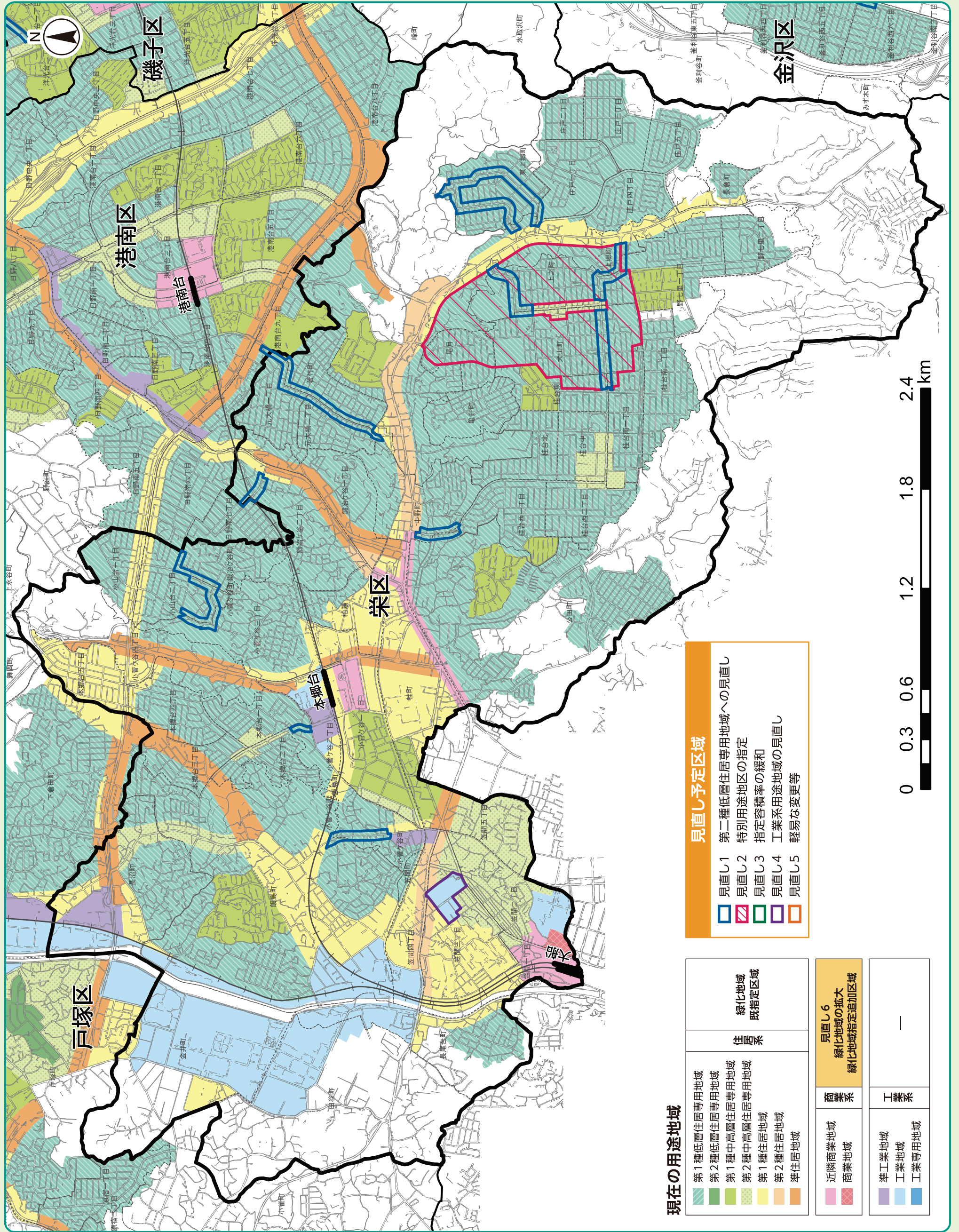
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。
 なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧いただけます。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

栄区



見直し予定区域

見直し1	第二種低層住居専用地域への見直し
見直し2	特別用途地区の指定
見直し3	指定容積率の緩和
見直し4	工業系用途地域の見直し
見直し5	軽易な変更等

現在の用途地域

第1種低層住居専用地域	緑化地域 既指定区域
第2種低層住居専用地域	住居系
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	

近隣商業地域	商業系	見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域
商業地域		
準工業地域	工業系	—
工業地域		
工業専用地域		

市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
・ 全市域を対象とした計画 ・ 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示	・ 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	・ 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先
 横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当
 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622
 電子メール: kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

きりとり線

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局 承認 9130

差出有効期間 令和5年7月31日まで

231-8790

005

<受取人>
横浜市中区本町6-50-10

※このはがきは使用できません。

氏名 _____

住所(区名まで) _____ 区 _____

年代

1 20歳未満	2 20~39歳
3 40~64歳	4 65~74歳
5 75歳以上	

ご意見の募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>
 ①電子申請システム
 右の二次元コードからアクセスしてください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>



②電子メール
kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。(切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>
 ・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。
 ・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。
 ・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
 ・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

第5期 横浜市地域福祉保健計画

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター ちくちゃん

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か
皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

<p>目指す姿1</p> <p><認めあい></p> <p>お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域</p>	<p>目指す姿2</p> <p><つながり></p> <p>気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域</p>	<p>目指す姿3</p> <p><ともに></p> <p>助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域</p>
--	--	---

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < ともに >

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

・身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
・安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携

・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

・複合的課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
・社会的孤立状態の予防、解消
・支援者の孤立予防
・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動を推進するための
基盤づくり

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
・地域と学校の連携・協働の推進
・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重した幅広い
市民参加の
促進

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
・日常のつながりの中での相互理解の推進

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

推進のための取組

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
- 市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
- 各区社協
- 各地域ケアプラザ

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご意見欄

期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」
について自由にご意見をお寄せください。

※このはがきは使用できません。

市内における新型コロナウイルス感染症患者の確認について

市内における新型コロナウイルス感染症患者発生状況（4月16日～5月8日の記者発表分）

なお、5月8日分の数値は5月7日以前の発生届数です。

曜 日	日	月	火	水	木	金	土	週計	週平均	対前週比
月 日	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日	4月22日			
保健所	150	119	291	196	290	131	339	1,516	217	111%
セルフ	48	29	36	55	47	64	51	330	47	113%
横浜市	198	148	327	251	337	195	390	1,846	264	112%
月 日	4月23日	4月24日	4月25日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日			
保健所	213	134	282	244	307	302	344	1,826	261	120%
セルフ	48	46	44	60	54	46	73	371	53	112%
横浜市	261	180	326	304	361	348	417	2,197	314	119%
月 日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日			
保健所	160	182	378	269	232	245	148	1,614	231	88%
セルフ	79	57	64	72	52	44	56	424	61	114%
横浜市	239	239	442	341	284	289	204	2,038	291	93%
月 日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日			
保健所	282	123						405	58	25%
セルフ	41	77						118	17	28%
横浜市	323	200	0	0	0	0	0	523	75	26%

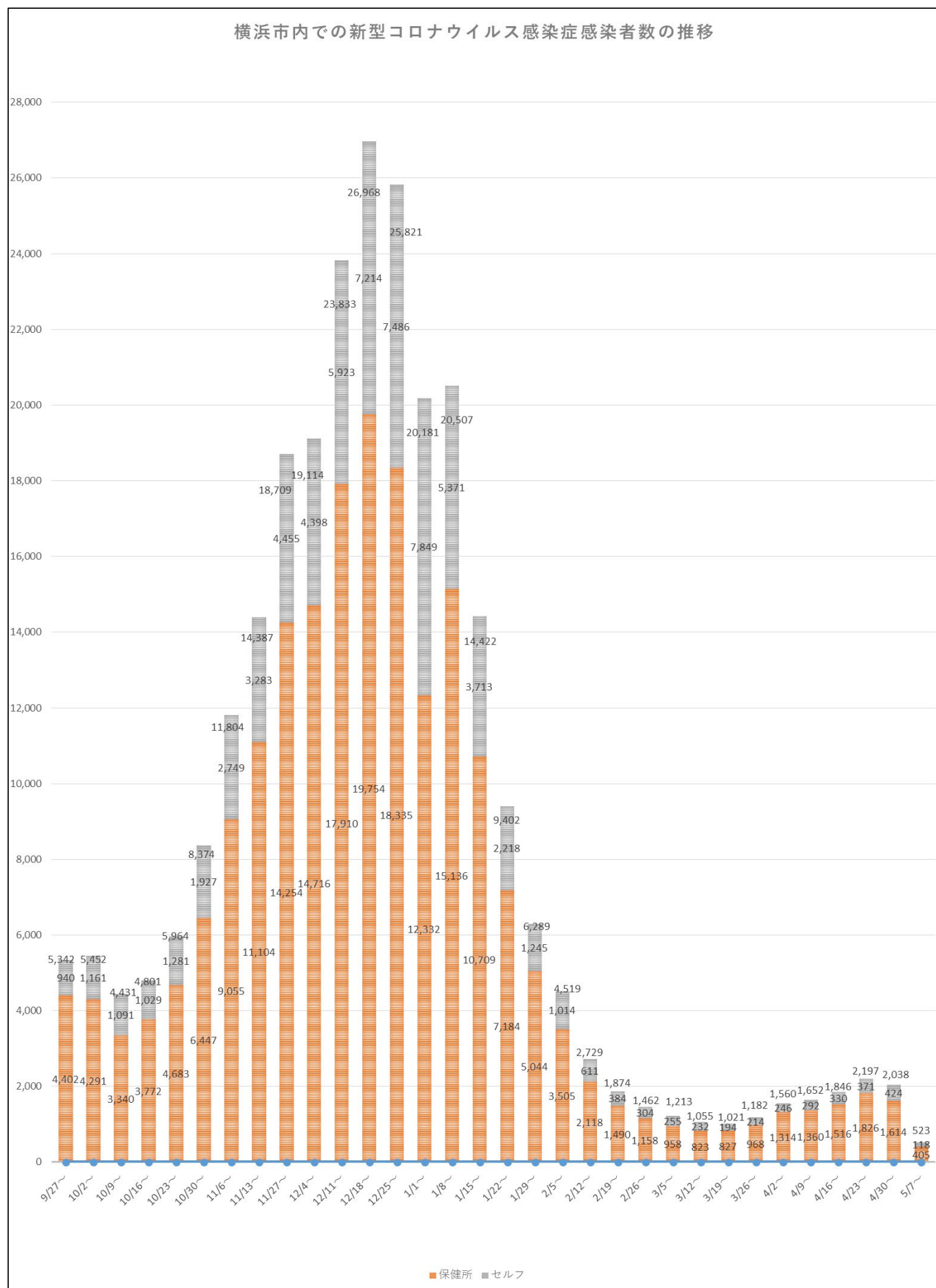
※感染者数は横浜市及び神奈川県（保健所+セルフ）記者発表資料の数値

福祉保健課 齋藤

電話 894-6905

裏面あり

【横浜市の感染状況（令和4年9月27日～令和5年5月8日発表分までの市内感染者数）】



令和5年度栄区連合町内会役員の選任について(案)

※敬称略

役職名	氏名 (地区)
会長	細田 利明 (本郷中央連合町内会自治会長)
副会長	芦川 弘 (上郷東連合町会長)
幹事	田中 健次 (小菅ヶ谷連合町内会自治会長)
幹事	指田 弘 (笠間連合町内会自治会長)
幹事	豊田 孝有 (本郷第三連合町内会長)
会計監査	横川 恵 (豊田連合町内会自治会長)
会計監査	三原 一郎 (上郷西連合町会長)

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）機運醸成の取組について

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの自治会町内会の掲示板への掲出について、御協力くださりありがとうございました。

本市公共施設などにおいても、広報ポスター及びチラシの掲出を進めるとともに、様々な機会を捉えた広報・機運醸成の取組を行っています。

1 主な広報ポスター及びチラシの掲出依頼先

単位：枚数

公共施設（区役所、図書館、区民文化センター、公会堂、地区センター、コミュニティハウス、スポーツセンター、消防署関係施設、地域ケアプラザ ほか）	約1,700枚
市立小学校、市立中学校、市内大学	約1,300枚
横浜市商店街総連合会（各商店街）	約900枚
市内公園	約4,000枚
指定管理公園	約250枚
国際園芸博覧会横浜開催推進協議会 会員	約400枚
横浜市営地下鉄	31枚

～このほか、現在、各施設への発送、掲出を順次進めています～

2 イベント参加状況等

(1) 春の里山ガーデンフェスタ2023でのブース出展、広報PR

- ・日程：令和5年3月25日(土)から5月7日(日)まで
- ・場所：里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣接）
- ・出展概要：PRパネル、ポスター掲出、広報チラシ配付
折り鶴ワークショップ、動画放映など



出展事例 (1) 春の里山ガーデンフェスタ

(2) ローズフェアwith趣味の園芸でのブース出展、広報PR

- ・日程：令和5年5月11日(木)から5月15日(月)まで
- ・場所：横浜市役所2階プレゼンテーションスペース
1階アトリウム

- ・出展概要：PRパネル、ポスター掲出、動画放映 など

(3) ワールドトライアスロンシリーズ（2023/横浜）での広報PR

- ・日程：令和5年5月13日(土)、14日(日)
- ・場所：山下公園周辺特設会場
- ・概要：ポスター掲出、動画放映、広報チラシ配付 など



出展事例 (2) ローズフェア with 趣味の園芸

(4) ヨコハマサイクルスタイル2023での広報PR

- ・日程：令和5年5月13日(土)
- ・場所：横浜赤レンガ倉庫
- ・概要：ポスター掲出、広報チラシ配付 など

(5) WFPウォーク・ザ・ワールドでの広報PR

- ・日程：令和5年5月14日(日)
- ・場所：臨港パーク
- ・概要：広報チラシ配付 など

※WFPとは

WFP国連世界食糧計画(国連WFP)は、飢餓のない世界を目指して活動する、国連の人道支援機関。左記は、WFPが開催するチャリティーウォークであり、参加費の一部は国連WFPの学校給食支援に役立てられる。

これらのほか、令和5年4月26日(水)に開催された九都県市首脳会議において、PR動画の放映とともに、市長から各首長へ機運醸成のための協力を依頼しました。

引き続き、広報・機運醸成の取組を進めていきますので、皆様方の御協力をお願いします。

2023年4月28日
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 2027年国際園芸博覧会 公式ロゴマークが決定しました！

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、2027年の開催に向けた機運醸成を図るため、本博覧会の理念を表現できる公式ロゴマークを全国から公募し、厳正な審査と選考を経て、公式ロゴマークが決定しました。

今後、GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、本公式ロゴマークを積極的に活用することでより多くの皆様にご覧いただき、機運を高めてまいります。



コンセプト

緑は、しなやかに形を変えながら、
私たちの暮らしに様々な幸福を積み重ねている。
木の葉がもたらす安らぎや、爽やかな大気。
花びらが感じさせる美しさや、心地よさ。
いま世界は、緑と新たな関わりを育もうとしている。
2027年国際園芸博覧会で描かれるのは、
自然・社会・人が共にある、これからの暮らしの風景。
きっとそこでは、一人ひとりが幸せな明日を咲かせている。

ロゴの基本的なパターン

カラー/モノクロ/縦/横



裏面あり

公式ロゴマーク選考過程について

2022年10月20日（木）～11月5日（土）応募作品受付（応募総数1,204点）



形式要件確認



デザイン審査



知的財産権調査



2023年2月8日（水） 選考委員会にて最優秀賞作品決定



2023年4月28日（金） 公式ロゴマーク発表

※詳細は協会Webサイトをご確認ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/logo/>

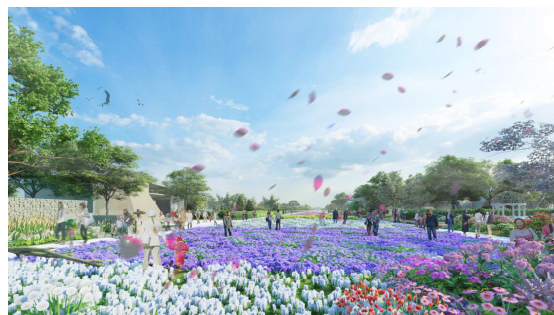
2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」

テーマ：幸せを創る明日の風景

開催場所：神奈川県横浜市

開催期間：2027年3月19日（金）～9月26日（日）

博覧会区域：約100ha（内、会場区域80ha）



本博覧会では、季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食・文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにない様々な世界を体感できます。そして、自然と人をつなげ、自然とともに生きる持続可能で多様な新しい暮らしのモデルを提案・共有し、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現に繋がります。

本件に関するお問合せ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 広報課（担当：野村）

Tel：045-307-2031

ホームページ：<https://expo2027yokohama.or.jp/>

令和5年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等

各種団体名	役職名	就任者 (敬称略)
栄区社会福祉協議会	理事	田中
	評議員	横川・豊田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支会長	細田
	副支会長	豊田・指田
	委員	田中・芦川 横川・三原
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委員	細田・芦川
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副委員長	田中
	監事	三原・芦川
	委員	細田・豊田 横川・指田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委員	横川
栄区更生保護協会	副会長	細田
	監事	三原
栄区明るい選挙 推進協議会	副会長	芦川
	委員	三原
栄区地域と学校の協働事業推進協議会	会長	指田
	委員	豊田
栄防犯協会	会長	横川
	副会長	指田
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理事	田中
栄交通安全協会	理事	指田
読書活動推進連絡会議	委員	横川